

欧州共同体商標意匠庁、共同体商標・登録共同体意匠の
ガイドライン草案についてパブリック・コメントを募集

2014年1月16日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は、今月、共同体商標及び登録共同体意匠のガイドライン草案の第2作業パッケージを同庁のウェブサイト公表し、同草案についてパブリック・コメントの募集を開始した旨、プレスリリースを行った。コメントは、電子メールで指定のアドレスに送付することで提出可能であり、コメントの募集期限は本年3月7日とされている。

本プレスリリースによれば、現在、OHIMでの実務は、2012年に全面的に改訂された「商標実務に関するマニュアル（Manual on Trade Mark Practice）」及び「登録意匠実務に関するマニュアル（Manual on Registered Designs practice）」に反映されている。加えて、「共同体商標に関するガイドライン（Guideline on Community Trade Marks）」及び「共同体意匠に関するガイドライン（Guideline on Community designs）」も存在するものの、これらの最後の改訂はそれぞれ2007年及び2008年になされたままとなっている。

OHIMは、現在のこれらの「マニュアル」を、全EU公用語にて入手可能な新たな一式のガイドラインに刷新するための、新規の、公開された、毎年実施される循環的なプロセスを、2つに分割された「作業パッケージ」として導入。各作業パッケージにおいては、前年の判例を研究しつつ運用上のニーズ等を考慮し、第1作業パッケージについては毎年1月から12月まで、第2作業パッケージについては、毎年7月から6月まで、それぞれ12か月周期で改訂作業を行うこととした。

当該ガイドラインの第1作業パッケージについては、必要なすべての意見聴取プロセスを既に終えて昨年12月4日に採択済みであり、本年2月1日に発効することとなっている。今般新たに公開されパブリック・コメントの募集が開始された、同ガイドライン草案の第2作業パッケージは、現時点では英文のみで公開されているが、他の4つのOHIMの作業言語への翻訳も準備ができ次第公開される予定である旨、同プレスリリースは報じている。なお、同ガイドライン草案の第2作業パッケージについては、同プレスリリース記事からアクセス可能となっている。

本ガイドラインの各作業パッケージは、それぞれ次ページ以降に示す各項目（項目名は日本語仮訳）を含むかたちで切り分けられて構成されている。

< 共同体商標 >

第1 作業パッケージ (採択済み)	第2 作業パッケージ (今般パブコメ募集)
パート A : 一般規則	
セクション 3, 手数料等の支払い	セクション 1, 連絡手段
セクション 5, 業としての代理	セクション 2, 手続の一般的進行
	セクション 4, 手続の言語
	セクション 6, 決定の取消し, 登録簿への記入の取消し及び誤りの訂正
	セクション 7, 修正
	セクション 8, 回復
	セクション 9, 延長
パート B : 審査	
セクション 2, 方式審査	セクション 1, 手続
セクション 4, 絶対的拒絶理由 (§ 7 (1) (a)~(e))	セクション 3, 分類
	セクション 4, 絶対的拒絶理由 (§ 7 (1) (f)~(k), (3))
	セクション 4, 団体商標
パート C : 異議	
セクション 0, 序章	セクション 3, 代理人により出願された商標
セクション 1, 手続事項	セクション 4, § 8 (4) の下での権利
セクション 2, 識別性及び混同のおそれ (第 1~8 章)	セクション 5, 評判を獲得した商標
セクション 6, 使用の証明	
パート D : 取消し	
セクション 1, 手続の取消し	
セクション 2, 実体的条項 (不使用取消し, 不誠実を理由とする無効, 相対的拒絶理由に基づく無効)	セクション 2, 実体的条項 (§ 7 に係る無効, 一般名称化を理由とする取消し, 誤認させるものとなったことを理由とする取消し)
パート E : 登録簿の運用	
セクション 2, 転換	セクション 1, 登録における変更
セクション 4, 更新	セクション 3, 財産の対象としての共同体商標 (第 1~5 章)
セクション 5, ファイルの閲覧	
セクション 6, 登録簿の他の記入 (第 1 章)	
	パート M : 国際商標

<登録共同体意匠>

第1作業パッケージ (採択済み)	第2作業パッケージ (今般パブコメ募集)
意匠無効出願の審査	登録共同体意匠の審査
	登録共同体意匠の更新

本プレスリリースによれば、当該パブリック・コメント募集の手続を経て、更新された当該ガイドラインの第2パッケージは、2014年中頃に OHIM 長官が採択できるよう、本年5月に開催予定の OHIM の管理理事会の次回会合に提出される。そして、採択された後、当該ガイドラインの第2パッケージは本年8月1日に発効し、その後、その他の全 EU 公用語に翻訳されることとなる。

— OHIM のプレスリリースは、以下参照 —

[Draft Guidelines of Work Package 2](#)

— 昨年12月4日に既に採択され、本年2月1日に発効予定の OHIM のガイドラインの第1作業パッケージは、以下参照。 —

[OHIM, Decision No EX-13-5 OF THE PRESIDENT OF THE OFFICE of 4 December 2013 \(PDF\)](#)

— OHIM のガイドラインを刷新するための新規のプロセスの採択の経緯については、以下の Alicante News 2012年11月号中の第2~4ページ参照 —

[“The new process for updating the OHIM’s trade marks and designs practice”, Alicante News, November, 2012 \(PDF\)](#)

(以上)